

令和2年4月30日

報道機関各位

市民文化スポーツ局戸籍住民課
財政局税制課

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等に必要な 証明書の交付手数料の減免（無料）について

北九州市では、行政及び民間で行う新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度の活用を支援するため、各種証明書等の交付手数料を免除し、無料とします。

【対象となる証明書等】

- ・ 住民票関係証明書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 戸籍関係証明書
- ・ 市税に関する証明書 など

【対象期間】

令和2年5月1日から当面の間

【申出の方法】

各種証明書の交付申請書に「新型コロナウイルス感染症に係る支援制度を受けるために使用することがわかる内容」（証明書の利用目的、融資・貸付・給付制度の名称、提出先など）を記載の上、窓口へ提出する際に手数料の免除を希望する旨をお申し出ください。

【注意事項】

- ① 区役所等の窓口で交付するものが対象です（コンビニや郵便局は対象外）。
- ② 必ず窓口でお申し出ください。お申し出がない場合、減免されない場合があります。また、後日の手数料還付には応じられません。

【お問い合わせ先】

（住民票関係について） 市民文化スポーツ局戸籍住民課	093-582-2107
（市税関係について） 財政局税制課	093-582-2030
（新型コロナ対策全般について） 総務局新型コロナウイルス感染症対策室	093-582-3685